

《回復期リハビリテーションを要する状態ごとの算定日数上限の設定》

回復期リハビリテーション病棟への入院には、決められた病名とその病名によって入院期間が定められています。

- 脳血管疾患、脊髄損傷等の発症又は手術後の状態  
・ ・入院最長 150 日
- 高次脳機能障害を伴った重度脳血管障害、重度頸髄損傷及び頭部外傷を含む多発外傷の場合・・・・・・・・・・入院最長 180 日
- 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の骨折又は手術後の状態  
・・・・・・・・・・入院最長 90 日
- 大腿骨、骨折、脊椎、股関節又は膝関節の神経・筋・靭帯損傷後の状態・・・・・・・・・・入院最長 60 日
- 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により生じた廃用症候群（長期臥床により下肢筋力低下した状態）を有しており、手術後又は発症後の状態・・・・・・・・・・入院最長 90 日

入院当日、患者さんの側に、主治医・担当の理学・作業療法士、看護師、医療相談員、必要に応じて言語聴覚士が訪室し、患者さんが今何が出来て、何が困難なのかを見極め、今後のリハビリスケジュールを計画します。その後、一ヶ月毎に定期的に担当スタッフが集まり、最終ゴールに近づける為のスケジュールの見直しをしていきます。入院期間が決められているため、最善の努力と患者さん・ご家族の協力を得ながら退院へと繋げています。私達が出来ることがほんの一部ですが、患者さん・ご家族の方の希望を優先に協力させていただいています。